【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年10月９日
【会社名】	カネソウ株式会社
【英訳名】	KANESO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　近藤　健治
【本店の所在の場所】	三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
【電話番号】	059(377)4747(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役　南川　智之
【最寄りの連絡場所】	三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
【電話番号】	059(377)4747(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役　南川　智之
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目８番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年６月25日開催の第43期定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、2020年７月６日に臨時報告書を提出いたしましたが、当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社(当社の株主名簿管理人)において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権・無効数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	12,686	5	2	(注) １	可決　97.72
第２号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 12名選任の件					
小林　昭三	12,669	22	2	(注) ２	可決　97.59
小林　正和	12,672	19	2		可決　97.61
近藤　健治	12,675	16	2		可決　97.64
南川　智之	12,685	6	2		可決　97.71
福田　昭人	12,685	6	2		可決　97.71
清水　竜生	12,685	6	2		可決　97.71
豊田　悟志	12,685	6	2		可決　97.71
石川　文和	12,685	6	2		可決　97.71
伊藤　博幸	12,685	6	2		可決　97.71
山田　耕二	12,687	4	2		可決　97.73
松田　洋一	12,687	4	2		可決　97.73
小林　永朋	12,684	7	2		可決　97.70
第３号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12,682	9	2	(注) ２	可決　97.69
第４号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	12,683	8	2	(注) ２	可決　97.70

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（訂正後）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権・無効数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	12,687	9	2	(注) 1	可決　97.69
第２号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 12名選任の件					
小林　昭三	12,674	22	2	(注) 2	可決　97.59
小林　正和	12,677	19	2		可決　97.61
近藤　健治	12,680	16	2		可決　97.64
南川　智之	12,690	6	2		可決　97.71
福田　昭人	12,690	6	2		可決　97.71
清水　竜生	12,690	6	2		可決　97.71
豊田　悟志	12,690	6	2		可決　97.71
石川　文和	12,690	6	2		可決　97.71
伊藤　博幸	12,690	6	2		可決　97.71
山田　耕二	12,692	4	2		可決　97.73
松田　洋一	12,692	4	2		可決　97.73
小林　永朋	12,689	7	2		可決　97.71
第３号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12,687	9	2	(注) 2	可決　97.69
第４号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	12,688	8	2	(注) 2	可決　97.70

（注）１．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。